

2010年版 社労士科目別総まとめ
労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (3121)

【法改正による修正箇所・正誤のお知らせ】

平成22年7月9日
株住宅新報社 法律・資格図書編集部
TEL.03-3504-0361

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度試験は、平成22年4月9日現在施行の法令等により出題されます。また、試験は平成22年8月22日(日)に実施されます。

ページ・位置		改正前	改正後	
41	【労務費率】の表の下に追加	※平成22年度の労務費率は、平成21年度と同じ		
46	下4行目	法附則11条	削除	
	下1行目の下に追加	4. 平成22年度の雇用保険率(法附則11条、H22.4.1厚生労働省告示152号) 平成22年度の雇用保険率は、1.のただし書きが適用されず、特別に定められたものである。その率は、原則が1,000分の15.5、特掲事業のうち建設の事業以外が1,000分の17.5、建設の事業が1,000分の18.5である。		
47	上8行目の下に追加	【雇用保険率(平成22年度)】		
		事業の種類	雇用保険率	二事業率
		一般の事業	1,000分の15.5	1,000分の3.5
		清酒製造業、又は農林水産業の一部	1,000分の17.5	1,000分の3.5
		建設業	1,000分の18.5	1,000分の4.5
49	下1行目の下に追加	※船舶所有者の事業に係る労災保険率は、1,000分の50 ※表中、「改定前」の率は削除		
53	下5行目の上に追加	※船員法第1条に規定する船員が行う事業は、1,000分の50。これを特7とし、表中の特7を特8として、以下プラス1で特17は特18となる。また、表中、「改定前」の率は削除		
73	下14行目	平成21年度分	平成22年度分	
	下12行目	平成20年度の賃金総額	平成21年度の賃金総額	
	下11行目	平成21年度の賃金総額の見込額	平成22年度の賃金総額の見込額	
	下8行目	・雇用保険率:1,000分の11	・雇用保険率:1,000分の15.5	
	下6行目	<平成21年度の概算保険料の額:69.5万円>	<平成22年度の概算保険料の額:89.75万円>	
	下1行目	$\times 11 / 1,000 = 49.5$ 万円	$\times 15.5 / 1,000 = 69.75$ 万円	
96	上12行目	(則38条2項1号・3号)	(則38条2項4号・6号)	
	下7行目	(則38条2項2号)	(則38条2項5号)	
	下1行目の下に追加	4. 年金事務所を経由して行うことができる場合(則38条2項1号～3号) 社会保険適用事業所(厚生年金保険の適用事業所又は健康保険の適用事業所)である継続事業のうち、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託していない事業が、一般保険料に係る概算保険料及び確定保険料(納付すべき労働保険料のない確定保険料を含む)の申告書を6月1日から40日以内に提出する場合(労働保険料の納付を金融機関に委託して行う場合を除く)は、年金事務所を経由して申告書を提出することができる。 なお、当該事業が、2.に該当する場合は、日本銀行(納付すべき労働保険料がある場合に限る)又は労働基準監督署長を経由して、3.に該当する場合は日本銀行(納付すべき労働保険料がある場合に限る)を経由して申告書を提出することもできる。 ※年金事務所は、労働保険料その他法の規定による徴収金の納付先ではない。		
123	上1行目～16行目	【延滞金の計算】 から以下 (略) $\approx 3,200$ 円 まで	削除	

125	下 12 行目	[平成 21 年度]	[平成 22 年度]											
	【一般保険料の雇用保険分の負担割合(雇用保険率によるもの)】表中「雇用保険率」の欄	11/1,000	15.5/1,000											
		13/1,000	17.5/1,000											
		14/1,000	18.5/1,000											
	【一般保険料の雇用保険分の負担割合(雇用保険率によるもの)】表中「被保険者」の欄	4/1,000	6/1,000											
		5/1,000	7/1,000											
		5/1,000	7/1,000											
	【一般保険料の雇用保険分の負担割合(雇用保険率によるもの)】表中「事業主」の欄	7/1,000	9.5/1,000											
		8/1,000	10.5/1,000											
		9/1,000	11.5/1,000											
下 6 行目	建設の事業 4/1,000、 その他の事業 3/1,000	建設の事業 4.5/1,000、 その他の事業 3.5/1,000												
下 1 行目の下に追加	<p>☆船員として雇用される者に係る年齢の経過措置(平成 21 年則附則 7 条) 船員として雇用される者については、「64 歳」を次の表の生年月日に応じた年齢に読み替えて、免除対象高年齢労働者とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>生年月日</th> <th>年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～昭和 25 年 4 月 1 日</td> <td>59 歳</td> </tr> <tr> <td>昭和 25 年 4 月 2 日～昭和 26 年 4 月 1 日</td> <td>60 歳</td> </tr> <tr> <td>昭和 26 年 4 月 2 日～昭和 27 年 4 月 1 日</td> <td>61 歳</td> </tr> <tr> <td>昭和 27 年 4 月 2 日～昭和 28 年 4 月 1 日</td> <td>62 歳</td> </tr> <tr> <td>昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 29 年 4 月 1 日</td> <td>63 歳</td> </tr> </tbody> </table>		生年月日	年齢	～昭和 25 年 4 月 1 日	59 歳	昭和 25 年 4 月 2 日～昭和 26 年 4 月 1 日	60 歳	昭和 26 年 4 月 2 日～昭和 27 年 4 月 1 日	61 歳	昭和 27 年 4 月 2 日～昭和 28 年 4 月 1 日	62 歳	昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 29 年 4 月 1 日	63 歳
生年月日	年齢													
～昭和 25 年 4 月 1 日	59 歳													
昭和 25 年 4 月 2 日～昭和 26 年 4 月 1 日	60 歳													
昭和 26 年 4 月 2 日～昭和 27 年 4 月 1 日	61 歳													
昭和 27 年 4 月 2 日～昭和 28 年 4 月 1 日	62 歳													
昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 29 年 4 月 1 日	63 歳													
127	上 10 行目	200,000 円×4/1,000=800 円	200,000 円×6/1,000=1,200 円											
	上 12 行目	210,000 円×4/1,000=800 円	210,000 円×6/1,000=1,260 円											
	下 7 行目	90,000 円×4/1,000=360 円	90,000 円×6/1,000=540 円											
	下 4 行目	360 円+730 円=1,090 円	540 円+730 円=1,270 円											
130	下 1 行目の下に追加	<p>【延滞金の計算】 延滞金(※1)=滞納保険料額(※2)×14.6%(※3)×日数(※4)/365 (※1)100 円未満の端数切り捨て (※2)1,000 円未満の端数切り捨て (※3)納期限の翌日から 2 か月を経過する日までの期間における割合は、年 7.3% 又は特例基準割合の少ないほうの率(平成 22 年は年 4.3%) (※4)※3の割合(平成 22 年は年 4.3%)で算定する場合は、納期限の翌日から 2 か月を経過する日まで(その間に、完納又は財産差押えの日がある場合は、その日の前日まで)の日数、年 14.6%で計算する場合は、納期限の翌日から 2 か月を経過した日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数</p>												
149	下 13 行目	8,400 円	12,400 円											
	下 11 行目、9 行目(2カ所)	4,200 円	6,200 円											
	下 7 行目	2,100 円	3,100 円											